



2022年5月13日

各 位

会 社 名 西川ゴム工業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 福岡 美朝  
(コード番号 5161 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 休石 佳司  
(TEL : 082-237-9371)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第73回定時株主総会において付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的および変更の概要

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更いたします。

①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めます。

②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けます。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除いたします。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を新設いたします。

(2) その他、字句の修正、規定内容の明確化および上記の各変更に伴う所要の変更を行います。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2022年6月28日(火)

定款変更の効力発生日(予定) 2022年6月28日(火)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第8条(株式取扱規則) 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第24条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 ②～④ (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第30条(取締役の責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、第68回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第8条(株式取扱規則) 当会社の株式に関する取扱い<u>およびその手数料は</u>、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第15条(電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> ②<u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第24条(取締役会の招集権者および議長) (現行どおり) ②～④ (現行どおり) ⑤<u>取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>第30条(取締役の責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条(監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、第68回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第2条(株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置)</u></p> <p><u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>②前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③本条は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>